

地階に住戸のある共同住宅において、地上階の住戸の避難については、からぼりを經由せず、別途避難階のレベルで避難路を確保することが望ましい。やむを得ず、からぼりに窓先空地等を計画する場合の取り扱いについて定める。

(1) からぼりの深さ

避難階から一層分のみを可とし、二層以上下部に設けるものは不可とする。

(メゾネット住戸で二層以上に渡る場合も不可とする。)

(2) 窓先空地の大きさや屋外通路の幅

からぼり内の窓先空地に面する、すべての住戸の床面積の合計により算定する。

(p.1(2)参照)

(3) からぼりの窓先空地から道路等への屋外通路

- ・屋外通路（幅1.5m又は2m）の空地は確保した上で、専用階段（幅90cm以上）を設置し、道路等までの経路を確保する。

- ・階段は、蹴上げ $\leq 22\text{cm}$ 、踏面 $\geq 21\text{cm}$ 、てすりを設置する。

(令23条1項(4)の規定を準用)

